

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 東京都千代田区丸の内三丁目4番1号

氏名 株式会社ジーエムエス
代表取締役 増井 豪

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第1項 の許可を受けた者であることを証する。

東京都知事

小池百合子



許可の年月日 令和6年4月1日

許可の有効年月日 令和11年3月31日

1 事業の範囲

(1) 業の区分：収集・運搬（積替え保管を含む。）

(2) 産業廃棄物の種類

汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、
金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類

（石綿含有産業廃棄物を含む。）（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）

（以上11種類）

(3) 積替え保管できる産業廃棄物の種類

汚泥、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類

（石綿含有産業廃棄物を含む。）（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）

（積替え保管できる産業廃棄物の種類に係る限定は裏面のとおり）

（以上10種類）

2 積替え保管施設（詳細は裏面のとおり）

施設所在地

(1) 東京都葛飾区堀切一丁目5番13号

(2) 東京都大田区東海六丁目3番8号

3 許可の条件

(1) 上記2(1)の積替え保管施設における作業時間は、原則として8時から18時までとすること。

(2) 積替え保管を行う産業廃棄物の搬出は全て自ら行うこと。

(3) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」
及びその他の関係法令を遵守すること。

(4) 積替え保管は都の承認を得た方法により行うこと。

4 許可の更新・変更の状況

昭和63年4月1日 新規許可

令和6年4月1日 更新許可 第7回

5 積替え許可の有無 無

6 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 有

(裏面あり)



(裏面)

2 積替え保管施設

(1) 施設所在地：東京都葛飾区堀切一丁目5番13号

積替え保管面積：485.95㎡ 最大保管高さ：2.1m

産業廃棄物の種類	保管量	
廃プラスチック類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類（石綿含有産業廃棄物に限る。）	フレコンバッグ	8.0m ³
紙くず、木くず、繊維くず、金属くず（石綿含有産業廃棄物の付着物に限る。）		
廃プラスチック類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類（石綿含有産業廃棄物に限る。）	直置き	12.4m ³
紙くず、木くず、繊維くず、金属くず（石綿含有産業廃棄物の付着物に限る。）		
廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（廃蛍光灯（水銀使用製品産業廃棄物）に限る。）	プラスチック容器	1.34m ³
汚泥、金属くず（廃乾電池に限る。）	スチール製容器	66.0L
廃プラスチック類、金属くず、廃酸、廃アルカリ（廃バッテリー類に限る。）	プラスチック容器	0.03m ³
	プラスチック容器	0.04m ³
廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（廃家電に限る。）	カゴ台車	3.15m ³

(2) 施設所在地：東京都大田区東海六丁目3番8号

積替え保管面積：1,027.5㎡ 最大保管高さ2.3m

産業廃棄物の種類	保管量	
廃プラスチック類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類（石綿含有産業廃棄物に限る。）	フレコンバッグ	16.0m ³
紙くず、木くず、繊維くず、金属くず（石綿含有産業廃棄物の付着物に限る。）		
廃プラスチック類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類（石綿含有産業廃棄物に限る。）	直置き	15.18m ³
紙くず、木くず、繊維くず、金属くず（石綿含有産業廃棄物の付着物に限る。）		
廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（廃蛍光灯（水銀使用製品産業廃棄物）に限る。）	鉄箱 プラスチック容器	2.85m ³
汚泥、金属くず（廃乾電池に限る。）	スチール製容器	66.0L
廃プラスチック類、金属くず、廃酸、廃アルカリ（廃バッテリー類に限る。）	プラスチック容器	0.03m ³
	プラスチック容器	0.04m ³
廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（廃家電に限る。）	コンテナ	13.68m ³

(以下余白)